

清江小学校 P T A 規約

第1章 名称

第1条 この会は、大阪市立清江小学校PTAという。事務所は、大阪市立清江小学校に置く。

第2章 目的

第2条 この会の目的

- (1) 在学児童の父母又はこれに代わるもの（以下、保護者という）と教職員とが協力して、家庭と社会における在学児童の健全な成長を図る。
- (2) 保護者は、在学中の6年間において、必ず1~2期はPTAの役員、会計監査委員長、実行委員又は委員等の形で、PTA活動に参画・協力することを基本とする。

第3条 この会は、前条の目的をとげるため、次の活動をする。

- (1) 家庭・学校・社会との緊密な連携によって、児童の健全な育成を促進する。
- (2) 会員相互の親睦、会員の成人教育並びに地域活動を盛んにするとともに、同和教育をはじめとする人権教育についての理解を深める。
- (3) 家庭・学校・社会における教育環境に寄与する。

第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主的な社会教育団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 在学児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) この会又はこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (4) この会は、自主独立のものであって、他の団体から支配・統制又は干渉を受けない。
- (5) 学校の教育方針及び人事、並びに管理に干渉しない。

第4章 会員

第5条 この会員となる者は、次のとおりである。

- (1) この学校に在籍する児童の保護者。
- (2) **フルタイムで勤務する学校の教職員。**
- (3) この会の主旨に賛同する者で、実行委員会の承認を得た者。

第6条 この会の会員は、すべて会費を納める義務を有する。

第5章 経理

第7条 この会の経理は、会費をもつてする。

第8条 この会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行われる。

第9条 この会の会費は、月額にして1世帯1口500円とする。なお、転入学時に申し込んだ口数は、途中で変更の申し出がある場合を除き、卒業まで継続されるものとする。転入学においては在籍する日の属する月を含む月数分を会費として徴収する。

第10条 この会の経理は、会計監査を経て、会員に報告されなければならない。

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 役員・会計監査委員長の選出

第12条 役員・会計監査委員長の選挙及び就任は、次の通り行われる。

(1) 役員・会計監査委員長候補者指名委員会（以下指名委員会という）は、次の方法によって構成する。

① 各学級の保護者は、互選により1名の学級代表を選出し、2学級以上ある場合は、学級代表の互選により学年代表1名を選出する。

② 教職員の中から互選により1名を選出する。

③ 実行委員会の中から互選により1名を選出する。

④ 選出された指名委員は、互選で指名委員長を選出する。

(2) 指名委員は、役員及び会計監査委員長の候補者になることができない。

(3) 指名委員会は、各役員並びに会計監査委員長の候補者をあげ、役員選挙の7日前までに全会員に知らせる。

(4) 選挙を行う総会において、一般会員から候補者の追加指名をなすこともできるが、選挙の3日前までに指名委員会あてに申し出ることを必要とする。

(5) 候補者の指名は、指名委員会によってなされる場合も、一般会員からなされる場合も、その氏名を発表する前に候補者の同意を得なければならない。

(6) 役員は、年度初めの総会において承認を受ける。なお、対立候補がある場合は、指名委員会が選挙にあたり、出席した会員の無記名投票により選出される。

(7) 役員及び会計委員長は5月1日より就任する。

第13条 役員・会計監査委員長は、5月1日より就任する。

第7章 役員の資格とその任務等

第14条 この会の役員は、次のとおりとする。

(1) 会長1名、副会長若干名、書記1名、会計若干名。

(2) 役員は、他の役員又は会計監査委員長を兼ねることができない。

(3) 第5条の(3)で認められた会員は、役員になることができない。

第15条 この会の目的並びに方針について十分理解をもつ会員で、公選による公職者でない者は、第6章の規定に従って役員になることができる。

第 16 条 会長は次の職務を行う。

- (1) この会を代表し、会務を総括する。
- (2) 常置委員会及び特別委員会のそれぞれの委員長（指名委員会・会計監査委員会は除く）を任命する。
- (3) 実行委員会の承認を得て、特別委員会の委員を任命する。
- (4) 総会及び実行委員会を招集する。
- (5) 各委員会（指名委員会・会計監査委員会は除く）に出席して、意見を述べることができる。
- (6) この会の資産を管理する。

第 17 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第 18 条 書記は、次の職務を行う。

- (1) 総会及び実行委員会の議事、並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- (2) 記録・通信、その他書類を管理する。
- (3) 会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。

第 19 条 会計は次の職務を行う。

- (1) 総会で決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
- (2) 予算の立案に協力する。
- (3) 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
- (4) 会計監査を受け、会員に報告する。

第 20 条 会長に欠員を生じたときは副会長の中から、会長以外の役員に欠員を生じたときは実行委員の中から、実行委員会の決議を経て就任する。任期は、前任者の残存期間とする。

第 8 章 会計監査委員会

第 21 条 この会の会計を監査するために、会計監査委員会を置く。

第 22 条 会計監査委員長の選出及び就任は、第 12・13 条に準じて行う。

第 23 条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、年間 2 回以上、全会員にその結果を報告する。

第 24 条 会計監査委員長は、必要に応じ、役員会・実行委員会に出席して、意見を述べることができる。

第 9 章 総会

第 25 条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第 26 条 総会の成立は、全会員の 5 分の 1（委任状を含む）とする。

第 27 条 実行委員会が必要と認めるとき、又は会員の 3 分の 1 以上の要求があったときは、会長はいつでも総会を招集する。

第 28 条 総会は、年 1 回以上開催する。

第 29 条 この会の年間事業計画及び予算の審議決定、並びに決算報告の承認は、総会で行う。

第10章 実行委員会

第30条 実行委員会は、この会の役員各委員会の委員長、並びに校長・教頭・教職員等をもって構成される。

ただし、各委員会の副委員長を加えることができる。

第31条 実行委員会の任務は、次のとおりである。

- (1) 各委員会によって立案された事業計画を審議・検討する。
- (2) 事業計画に基づいた予算を調整する。
- (3) 総会に提出する議案を調整する。
- (4) 必要のある時は、特別委員会を設ける。
- (5) その他、規約並びに総会の決定に従って、この会の事務を処理する。

第32条 実行委員会の定足数は、委員の2分の1とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。

第11章 常置委員会及び特別委員会

第33条

- (1) この会の活動に必要な事項について、調査研究、立案及び実施するために、次の常置委員会を置く。

(ア) 学級委員会	(イ) 地域委員会	(ウ) 体育厚生委員会
(エ) 保健給食委員会	(オ) 広報委員会	(カ) 人権啓発活動委員会
- (2) 各常置委員会の委員長は、会長が選出し、任命する。
 - (ア) 各常置委員会の構成は各学級ごとの自薦及び互選により選出する。
 - (イ) 各常置委員の副委員長は、委員の中より委員長が選出する。
- (3) 各委員長及び委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。また、1保護者の選出機会は、他薦の場合、1児童につき6年間で1～2期選出できるとする。ただし、自薦の場合はこの限りでない。

第34条 この会の特定の目的を遂行するために、必要あるときは、特別委員会を設けることができる。

- (1) 特別委員会は、その任務を終わるとともに自動的に解散する。
- (2) 特別委員会の委員長は、必要ある場合、実行委員会に出席して意見を述べることができる。

第35条 常置委員会の任務及び活動は、次の通りとする。

- (1) 学級委員会
 - ① 保護者と教職員との最も基本的な話し合いの場であり、あらゆるPTA活動の基盤となるよう努める。
 - ② 学級・学年集会や全校参加の行事など、保護者・教職員・児童相互の親睦や連携を図る諸活動を開催する。
 - ③ 教育環境がより好ましくなるよう努める。
 - ④ 特別な事情のある児童の支援・援助に努める。
- (2) 地域委員会

- ① 地域における会員の連携と親睦を図り、相互の連絡が円滑に行われるよう努める。
 - ② 他校のPTAや地域諸団体・諸機関との連携や協調を図る。
 - ③ 地域における在学児童の交通安全・環境浄化・非行防止に努め、会員の意識を高める。
 - ④ 地域における社会教育や文化活動の推進に協力する。
- (3) 体育厚生委員会
- ① 会員の健康増進・親睦・余暇利用等の体育行事等を計画実施する。
 - ② 会員・児童の体力向上に尽くす。
- (4) 保健給食委員会
- ① 会員の健康増進・親睦・余暇利用等の行事等を計画実施する。
 - ② 児童の保健衛生の向上と安全に尽くす。
 - ③ 学校給食が十分な効果をあげるよう協力する。
 - ④ 「食」をとおして、心身の健康を図る。
- (5) 広報委員会
- ① 会員に対して情報を伝達する。
 - ② 地域社会に対して、この会の認識と理解を深め、進んで協力を得るように努める。
 - ③ 機関誌を、年2回以上発行する。
- (6) 人権啓発活動委員会
- ① 学校と家庭・地域が協力して、人権啓発活動の推進に努める。
 - ② 人権意識の高揚を図るため、PTA活動の企画・立案・運営に努める。
 - ③ 全会員に対して、同和・人権問題に対する理解と認識を深めるように努める。

第36条 校長は各委員会に出席して、意見を述べることができる。

第37条 各委員会は、その事業計画・実施にあたって、実行委員会にはからなければならない。

第12章 改正

第38条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。ただし、改正案は、総会の少なくとも7日前にその内容を全会員に知らせておかなければならぬ。

第13章 付則

- (1) 本規約は平成12年5月1日より施行する。
- (2) この会を処理するため、PTA事務員を雇用することができる。
- (3) 平成13年5月1日より、役員等の選出方法の規約を改正する。
- (4) 平成21年2月20日より改正。
- (5) 平成22年10月27日より改正。
- (6) 平成29年5月17日より改正。
- (7) 令和3年5月1日より改正。